

別表

区域外就学等に係る許可基準

区 分	事 由	取り扱い及び許可期間
1. 家庭に関する場合	1. 児童生徒の保護者がすべて居宅外就労あるいは病気療養等により当該児童生徒の保護に欠けるため通学区域外の家庭等に保護されている場合で、当該区域の学校に就学を希望する場合。	就労証明書、診断書等により確認し、学年を単位として許可する。
2. 住居に関する場合	1. 住宅の新築、購入等により転居が予定されている場合で、入学時または進級学年当初から転居予定地の学校に就学を希望する場合。	建築確認通知書、契約書等、転居が確実であることを証明できる書類により確認し、許可する。
	2. 転居による場合で、前在籍学校に就学を希望する場合。	保護者及び児童生徒の意向を確認し、併せて前在籍学校長の意見を考慮し、年度末までの期間内で許可する。
	3. 地理的条件により通学が不便、困難等で、近距離の学校に就学を希望する場合。	交通や通学距離等の状況を確認し、許可する。
3. 身体に関する場合	1. 心身の障害等の理由により指定校以外の学校に就学を希望する場合。	医師の診断書及び就学指導委員会等と連絡を取り確認し、許可する。
4. その他、特別な事情による場合	1. その他、特別な事情があり、通学区域外就学が必要と認められる場合。特別な事情として次のような事例が考えられる。 ① いじめ、登校拒否等の理由により学校替えが必要な場合。 ② サラ金からの逃避、家庭不和等の事情による一時的避難のため、住民登録が行われていない場合。 ③ 住宅新築に係わり資金借入先の指示、あるいは賃貸住宅入居条件等による入居前の住所異動の場合。	それぞれの事例に応じて関係機関と連絡を図り、あるいは関係書類を提出させる等により事実を確認し、必要と認められる期間、許可する。